



# 農委だより



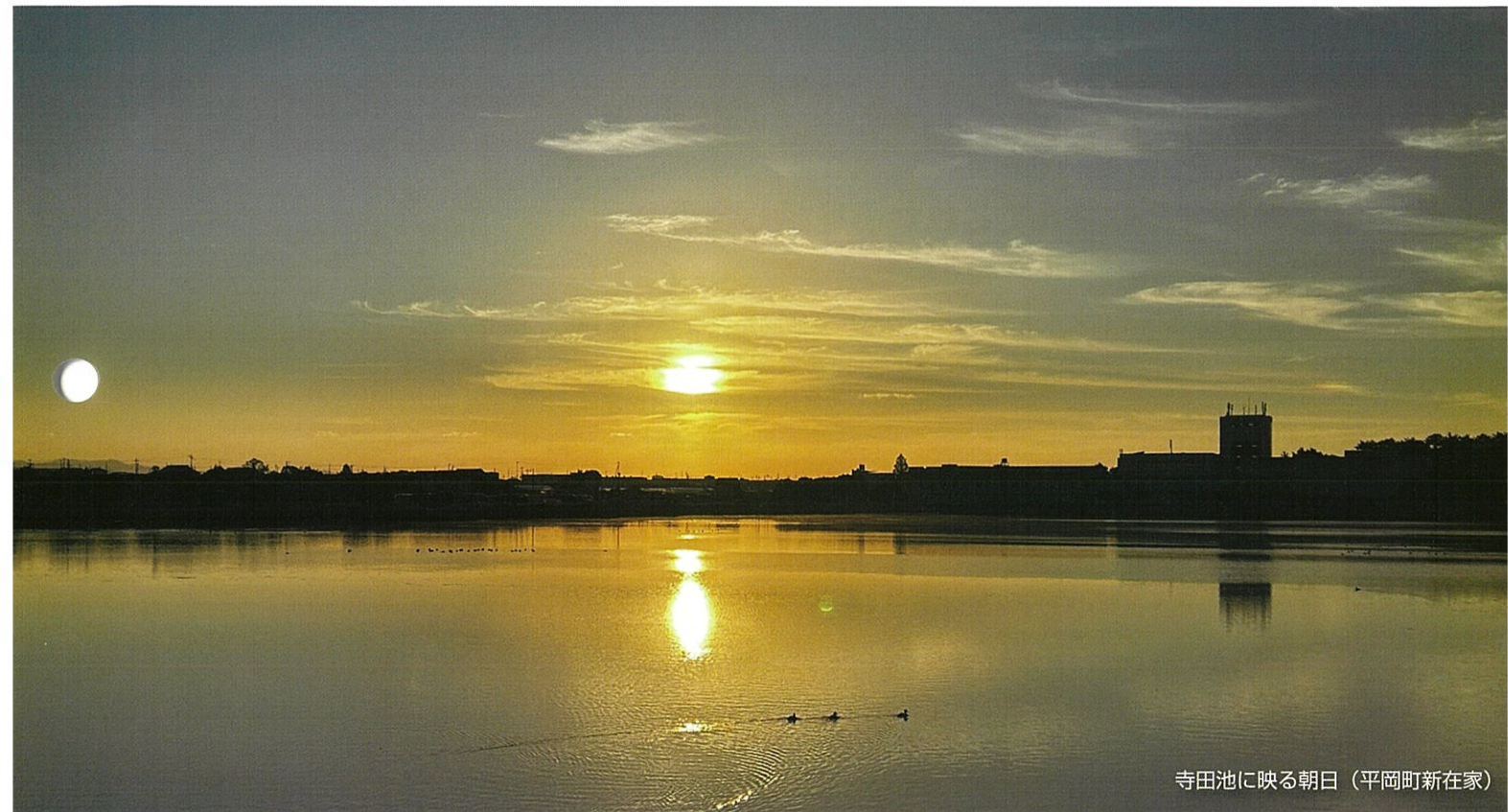
第153号

令和6年1月1日

発行：加古川市農業委員会

TEL：079-427-9369

編集：農委だより編集委員



寺田池に映る朝日（平岡町新在家）

## 年頭のごあいさつ



加古川市農業委員会  
会長  
馬田 禧紹

皆様方におかれましては、令和6年の輝かしい新春を健やかに迎えのことに、心よりお喜び申し上げます。

平素は、農業委員会活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市農業委員会は昨年7月20日の改選により、新たな農業委員18名、農地利用最適化推進委員19名が就任し、5か月が経過いたしました。今期は、新スローガンとして「食を守る・農地を守る・地域（コミュニティ）を守る 農業委員会」を掲げ、「地域課題等 積極的に取り組み 行動する農業委員・農地利用最適化推進委員」をテーマに活動しています。

農業を取り巻く経済的・国際的環境が不透明である中、農地法等の法令許認可業務に加え、地域計画策定への参画、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など「農地等の利用の最適化の推進に関する活動」の推進に向けて、地域農業の実情を的確に捉え、皆様のご意向を反映した農業振興となるよう、両委員が一丸となり行政と共に取り組んでまいりますので、今後ともご支援、ご協力賜りますようお願いいたします。

皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申しあげ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

- 相続登記が義務化されます
- 地域計画についてのご案内
- 令和5年度農地パトロールを実施
- 『農地等の利用の最適化の推進に関する指針2023』を策定
- 農業公園「みとろフルーツパーク」がリニューアル!

## 相続登記が義務化されます

不動産登記法の改正により、これまで任意であった相続登記の申請が、令和6年4月1日より義務化されます。

義務化の施行日（令和6年4月1日）より前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。早めに法務局で相続登記を行いましょ。

詳しくは、対象不動産（土地・建物）を管轄する法務局へお問い合わせください。

また、法務省のホームページもご参照願います。

法務省 HP



## 地域計画についてのご案内

### 農業者と地域のみなさんでこれからを話し合う

#### ◆ 地域の現状と課題を整理

現在、誰がどの農地を耕作・管理しているのかを地図を見ながら整理し、畦畔の草刈りや水路の掃除など、地域の中で分担していることや、困っていることについて話し合います。これまで農家が個人で悩んできた、解決できなかった、人と農地に関わる問題について、地域全体で話し合います。（例：後継者がいない、農地を相続したけれど耕作できない、遠方に住む息子がいつまで管理できるかわからない）

#### ◆ 耕作ができる農地、できない農地を考える

地域の人手や機械、設備等を踏まえて、農地の耕作が続けられるかどうかを話し合います。山際や鳥獣被害により耕作の難しい農地では、景観作物の栽培や植樹による緩衝帯への転換など、保全管理の取組も視野に入れます。

#### ◆ 10年後、「耕作ができる農地」を誰が耕作するのかを考える

地域で考えた耕作ができる農地について、10年後の将来、誰が耕作するのかを話し合います。規模拡大を望む担い手や近々リタイアを考えている自給的農家など、それぞれの予定を照らし合わせ、地域全体で効率的な農地の利用ができるように、農地中間管理機構を活用しながら農地の集積・集約の計画を立てます。

### 地域農業の将来図（地域計画）を作る・実行する

#### ◆ 話し合い結果をもとに地域計画を作る

地域で話し合った地域の課題や、農地集積、農業の将来像を加古川市がとりまとめて「地域計画」を作ります<sup>(注1)</sup>。「地域計画」は農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区などの関係機関の意見を聴いた後、縦覧・公告されます。

#### ◆ 地域計画を実行する

地域で話し合った農業の将来像の実現に向けて、基盤整備や設備投資をする時、地域計画の作成状況に応じて受けられる補助事業があります。また、地域計画で計画された農地の集積・集約について重点的に適用されます。

※注1 「人・農地プラン」実質化済みの地域については、既存の「人・農地プラン」や、これまでの話し合いをもとに進めることができます。

地域のみなさまの話し合いの結果をもとに、地域農業の将来を記した地域計画を加古川市が作成します。ご協力くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】 農林水産課農政係 TEL：079-427-9227



# 令和5年度 農地パトロールを実施



パトロール対象は次のとおりです。

- ・耕作目的で許可された案件（農地法第3条）
- ・転用目的で許可された案件（農地法第4条・5条）の履行状況の調査・確認
- ・農地改良届出地の履行状況の調査、確認
- ・耕作放棄地全体調査の結果、特に問題のある案件
- ・農地の無断転用の調査（指導中の土地を中心に）及び早期発見

パトロールの結果、問題のある案件については、委員による直接の是正指導や、文書指導を行いました。

農地を転用するためには市街化調整区域では県の許可、市街化区域では農業委員会への届出が必要です。農業振興地域の農用地については、原則として転用できません。

農地の転用手続きをするにあたり、関係法令等の許認可も必要となる場合がありますので、必ず転用を行う前に農業委員会事務局にご相談ください。

農業委員会では、農地の利用状況・転用許可後の状況を確認するとともに、耕作放棄地の調査や農地制度の周知徹底を図ることを目的に、毎年、農地パトロールを実施しています。

令和5年度は、9月29日、10月2日、10月3日の3日間、農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「委員」）と事務局による調査班（6班）を編成し、市内全域を対象に、地元委員が事前に市内約280筆を調査したものなどのうち、問題があると思われる89筆の案件について、パトロールを実施しました。

## 『農地等の利用の最適化の推進に関する指針2023』を策定

令和5年12月19日（火）に開催された令和5年第5回農業委員会臨時総会において、『農地等の利用の最適化の推進に関する指針2023』（以下「指針」）策定が議決されました。

この度改訂されたこの指針は、「1. 遊休農地の発生防止と解消」「2. 担い手への農地の集積・集約化」「3. 新規参入の促進」について、具体的な数値目標を掲げ、委員・推進委員の任期3年ごとにその見直しをかけるものです。令和5年7月20日に委員・推進委員の新任期がスタートしたことにより、農業委員会内の内部委員会である「農政委員会」や委員・推進委員全員が課題解決のため協議する「農地利用最適化推進全体会」での検討等を加え決定しました。

農業委員会の委員・推進委員はこの指針をもとに、各地域において農地利用最適化推進活動を実施し、加古川市の農業振興に努めます。



### 農地相談日

農地問題について、農業委員2名による相談を実施しています。



- 時間 午後1時30分から4時まで
- 場所 農業委員室（市役所新館9階）
- 申込先 農業委員会事務局（TEL079-427-9369）
- 申込期限 相談日の一週間前まで

※事務手続などのご相談は、相談日以外も随時受け付けています。

#### 今後の相談日

1月11日(木)	2月1日(木)
3月7日(木)	4月4日(木)
5月2日(木)	6月6日(木)

# 農業公園「みとろフルーツパーク」がリニューアル!

## ～ COME'S レストラン直売所 契約農家さん募集中!～

「みとろフルーツパーク」が10月6日に第2次リニューアルオープンしました。雨天でも楽しめる屋内型植物公園の中には、地域の旬の食材を使用したレストラン「COME'S Restaurant & Café」が誕生し、直径約50cmの大きなピザやパニーニ、季節のフルーツを使用したスイーツなどが楽しめます。

レストランの一角には、加古川地域の農家さんから直接仕入れた食材の直売所を設置。農薬や化学肥料不使用の野菜や果物を中心に、海苔やジャムなどの加工品も取り扱っています。

現在、契約農家さんを募集中です。ご興味のある方は、下記までお電話にてお問い合わせください。



また、毎月第4日曜日に「みとろファーマーズマーケット」を開催しています。旬の野菜を生産者さんから直接購入できるほか、こだわりのフードブースやワークショップなど、お子様から大人まで楽しんでいただけます。ご来店いただける播磨エリアの農家さんを随時募集中です。野菜や果物は少量からでも大歓迎です。下記よりお申し込みください。

そのほか、みとろフルーツパークでは、令和5年4月から農業振興、食育の一環として、子どもたちが土づくりから苗植え、収穫、販売までを一貫して体験できるプログラム「キッズファーマーズクラブ」の活動に取り組んでいます。

自分で育てたお野菜なら食べてみる!と、ピーマンやおくらが食べられるようになったメンバーや、夏休みのあいだ水やりに足繁く通ってくれたメンバーも。全10回のプログラムを通して子どもたちの成長を感じることができます。



### 【問合せ先】

みとろフルーツパーク (TEL:079-428-1113)

9:00-18:00 (土日祝 8:00-18:00)

※ レストラン営業 11:00-17:00

植物ショップ営業 10:00-17:00



ファーマーズマーケット  
申込フォームはこちら



HP



Instagram

## 農業者年金に加入しましょう

① 60歳未満の方 ※

② 年間60日以上農業に従事

③ 国民年金第1号被保険者



独立行政法人  
農業者年金基金 HP

①～③の要件を満たす方なら、どなたでもご加入いただけます。

**お問合せは農業委員会事務局またはJAへ**

※ 60歳以上65歳未満(国民年金の任意加入者)の方もご加入いただけるようになりました。詳しくはお問合せください。

## 旬の農業情報が満載です!

# 全国農業新聞

- カラー版
- 毎週金曜日発行
- 月700円

お申し込みは、地元農業委員または  
農業委員会事務局へ



ホームページ

HPアドレス  
<https://www.nca.or.jp/shinbun/>